

令和8年度 菊陽町保育施設入所案内 (2次選考用)



《問い合わせ先》子育て支援課保育所係 ☎(232)2202

令和8年度の菊陽町保育施設入所の申込みについて、
下記により手続きをお願いします。

○提出書類

①教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書

入所開始期間は、就労等の開始に合わせて4月～6月のいずれかを選択してください。

転入予定で申込みをする場合は、申込み児童の生年月日が確認できる資料の写し（健康保険証等）を提出してください。

②希望保育施設記入用紙

③保育施設入所申込みに関する確認票

④保育の必要性を明らかにする書類（両親及び同居の65歳未満の祖父母分）

【入所基準】	【保育の必要性を明らかにする書類】
1 就労（会社員等）	就労証明書 ※様式は菊陽町ホームページで公開しています。
就労（自営業・農業）	就労証明書、確定申告書の写し又は開業届の写し
2 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日の分かるページ）
3 疾病・障がい	障害者手帳の写し又は診断書（症状・保育できない期間が記載されたもの）
4 介護・看護	介護スケジュール・ケアプランの写し等（保育できないことがわかる書類）
5 求職活動（起業準備を含む）	求職活動報告書
6 就学	在学証明書（合格通知書等）・カリキュラム
7 災害・復旧	災害証明書・復旧に要する時間がわかるもの

※「1 就労」「4 介護・看護」「6 就学」の場合は、月52時間以上の保育を必要とする時間が必要です。

※妊娠・出産での入所期間は、産前2か月から産後3か月までの期間となります。

※求職活動で入所した場合は、入所してから3か月以内に就労を開始していかないと退所となります。

⑤保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）

申込み児童に食物アレルギーやアナフィラキシーがあり、保育施設において特別な配慮や管理が必要となつた場合に、保護者の依頼を受けて医師（かかりつけ医等）が記入するものです。

※アレルギーがない場合等、保育施設において特別な配慮や管理が必要ない場合は提出不要です。

○書類の提出先

菊陽町役場子育て支援課保育所係に提出してください。

※お子様と一緒に保育施設を見学されることをお勧めします。

（裏面あり）

○提出期間

令和8年2月2日（月）～2月13日（金）（土・日・祝日を除く）

※光の森町民センター（西部支所）では受付はできません。

○入所の決定について

- ・入所の決定または保留の通知は、3月中旬の発送を予定しています。
- ・入所の調整は、保育の必要度が高い順に行うため、入所希望多数の場合は希望する保育施設に入所できない場合があります。
- ・入所保留となった場合は、令和8年度末まで継続して毎月選考を行います。改めて、申込書類を提出する必要はありません。
- ・希望施設を辞退された場合、保留通知はできません。

○在園児の転園について

- ・在園児の転園選考は1次選考のみ行います。 1次選考で転園できなかった場合は、現在入所している保育施設に継続して入所となります。

○育児休業中の入所申込みについて

- ・育児休業中は、入所申込みはできません。
- ただし、育児休業の終了に伴い職場復帰する場合については、入所申込みできます。
- ・育児休業からの復職日によって、入所申込みできる月が変わります。
復職日が1日～15日の場合、復職日の前月から入所申込みが可能です。
復職日が16日～31日の場合、復職月から入所申込みが可能です。

○産前・産後休暇等の予定がある方の申込みについて

入所希望月の1日時点で産前・産後休暇に入られている場合は、「就労」での選考ではなく、「妊娠・出産」での選考となり、入所できた場合には原則産後3か月で退所となります。

○育児休業の終了に伴い職場復帰する方の就労証明書について

育児休業終了に伴い職場復帰する際に、時短勤務を予定される方は、就労証明書に時短勤務の記載が必要となります。入所決定後に時短勤務の申出をされた場合は、再度、実際の勤務時間での選考となりますので、入所ができなくなる場合があります。

○就労での入所申込みをされる方の就労証明書について

入所希望月の1日時点での就労内容で選考しますので、退職・転職等で入所申込み時に提出された就労証明書と内容が変更となる場合は、必ず変更後の就労証明書を提出してください。

入所が決定しても、入所時点で入所申込みの申請内容との差異があれば入所は取り消され、再度選考となります。

○その他

申込み児童及び同居している方の中に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、保育料が軽減されたり（0～2歳児）、副食費が免除になる場合があります（3～5歳児）。下記の対象手帳等の写しを提出してください。

【対象手帳等】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給者証・障害基礎年金証書